

議案第98号

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の制定について

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の特例)

第1条 市長及び副市長の受ける給料月額、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間においては、さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第44号）第3条の規定にかかわらず、同条第1号又は第2号に定める給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 市長 100分の10

(2) 副市長 100分の5

(教育長の給料の特例)

第2条 教育長の受ける給料月額は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間においては、さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例（平成14年さぬき市条例第45号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

議案第99号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項を次のように改める。

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

第11条の2第2項中「100分の2」を「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第100号

さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部改正について

さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり
改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第
1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の2を次のように改める。

（地域手当）

第6条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項の給料表のうち管理者が指定するものの適用を受ける職員には、当分の間、地域手当を支給する。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第101号

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第4項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第102号

さぬき市介護保険条例及びさぬき市後期高齢者医療に関する条例の
一部改正について

さぬき市介護保険条例及びさぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市介護保険条例及びさぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市介護保険条例の一部改正)

第1条 さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさぬき市介護保険条例附則第6条の規定及び改正後のさぬき市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による

議案第103号

さぬき市児童館条例の一部改正について

さぬき市児童館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市児童館条例の一部を改正する条例

さぬき市児童館条例（平成14年さぬき市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条の表津田町東部児童館の項を削る。

別表中「津田町東部児童館」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第104号

さぬき市斎場の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市斎場

- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社五輪
所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第105号

さぬき市カメラリア温泉福祉センター外1施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市カメラリア温泉福祉センター外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市カメラリア温泉福祉センター
さぬき市活性化施設
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社門入カメラリア
所在地 香川県さぬき市寒川町石田東甲2988番地1
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第106号

さぬき市地域福祉センター外2施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市地域福祉センター外2施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市地域福祉センター
さぬき市軽費老人ホーム行基ハイツ
長尾老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
所在地 香川県さぬき市寒川町石田東甲935番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第107号

さぬき市高齢者福祉開発推進センター外1施設の指定管理者の
指定について

次のとおりさぬき市高齢者福祉開発推進センター外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市高齢者福祉開発推進センター日盛の里
さぬき市生活支援ハウス日盛苑

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
所在地 香川県さぬき市寒川町石田東甲935番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第108号

さぬき市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市障害者就労支援施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市障害者就労支援施設
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
所在地 香川県さぬき市寒川町石田東甲935番地1
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第109号

さぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市新農村地域定住促進施設
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第110号

さぬき市国民宿舎施設外2施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市国民宿舎施設外2施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市国民宿舎施設
さぬき市健康保養施設
道の駅津田の松原
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第111号

道の駅ながおの指定管理者の指定について

次のとおり道の駅ながおの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
道の駅ながお
- 2 指定管理者となる団体
名 称 前山地区いきいき事業協議会
所在地 香川県さぬき市前山940番地12
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第112号

さぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市鴨庄漁村センター
- 2 指定管理者となる団体
名 称 小方自治会
所在地 香川県さぬき市鴨庄4145番地
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第113号

さぬき市研修センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市研修センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市研修センター
- 2 指定管理者となる団体
名 称 小方自治会
所在地 香川県さぬき市鴨庄4145番地
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第114号

さぬき市志度音楽ホールの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市志度音楽ホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市志度音楽ホール
- 2 指定管理者となる団体
名 称 公益財団法人さぬき市文化振興財団
所在地 香川県さぬき市鴨庄4610番地44
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第115号

さぬき市末ふれあいひろばの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市末ふれあいひろばの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市末ふれあいひろば
- 2 指定管理者となる団体
名 称 末ふれあいひろば管理運営委員会
所在地 香川県さぬき市末1295番地1
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで